

福島市復興計画（原案）

「希望ある復興」

《基本方針》

- I 「希望ある復興」を理念とします。
- II 「子どもからお年寄りまで、暮らしてよかったと実感できるまち」の実現を目標とします。
- III 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。
- IV 地震災害からの復興を強力に進めます。
- V 市外からの広域避難者を支援します。
- VI 市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興を進めます。
- VII 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。

《具体的取り組み》

- I 中心的な事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。
- II 基本方針の施策体系に基づき、事業を実施し、「希望ある復興」を推進します。

平成23年12月

市民の皆様には、東日本大震災発生以来、義援金、支援物資の提供や避難所での温かい支援、更には市内各所でのボランティア活動など、災害からの復旧に向けた様々なご支援とご協力を賜り心から御礼を申し上げます。

また、地震発生後においては、市民の皆様の冷静な行動により、大きな混乱が生じることなく市としての災害対応が順調に進めることが出来ましたことにあらためて感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災では、震災により3名の死者と18名の負傷者を出しました。また、約2,600戸の住居が半壊以上の被害を受けたほか、上水道が市内全域で断水したほか、公共施設においても大きな被害を受けました。

原子力災害では、環境放射線量は、徐々に低下しているものの事故発生前に比べ高い水準で推移しています。市民の健康に対する影響が危惧され、教育施設等で子どもの屋外活動に制限を受け、農産物の出荷や摂取が制限されるなど、市民生活や経済活動に甚大な被害を受けております。また、全国的に急速に高まる放射性物質への不安感から、風評被害はあらゆる分野に及んでおります。

本市では、地震による被害の復旧事業にいち早く着手しましたが、原子力災害は、今後の市民生活に身体的にも精神的にも長期的に大きな影響が懸念されます。原子力災害によって傷つけられた「ふるさと福島」のイメージとプライドを取り戻すためには、あらゆる分野において事故発生前の状態以上に飛躍することが必要です。

福島市復興計画は、除染を基本とした生活環境の改善はもとより、傷つけられた「福島ブランド」の修復と復旧や産業の振興による雇用の確保などを内容とする、本市復旧・復興の指針として市民とともに策定した計画です。市と市民が一丸となり一日も早い復興を目指します。

福島市長 瀬戸孝則

決意

和合 亮一

福島に風は吹く	福島は私です
福島に星は瞬く	福島は故郷です
福島に木は芽吹く	福島は人生です
福島に花は咲く	福島はあなたです
福島に生きる	福島は父と母です
福島を生きる	福島は子どもたちです
福島を愛する	福島は青空です
福島をあきらめない	福島は雲です
福島を信ずる	福島を守る
福島を歩く	福島を取り戻す
福島の名を呼ぶ	福島を手にする
福島を誇りに思う	福島を生きる
福島を子どもたちに手渡す	福島に生きる
福島を抱きしめる	福島を生きる
福島と共に涙を流す	福島で生きる
福島に泣く	福島で生きる
福島が泣く	福島を生きる
福島と泣く	福島で生きる
福島で泣く	福島を生きる

《基本方針》

I 「希望ある復興」を理念とします。

未来を担う子どもたちが、そして、全ての市民が、夢と希望を持てる復興を進めます。

II 「子どもからお年寄りまで、暮らしてよかったと実感できるまち」の実現を目標とします。

「福島に生きる」

「福島で生きる」

「福島を生きる」

子どもからお年寄りまで安心して豊かに、笑顔で暮らせるまち、「暮らしてよかった。」と実感できるまちを目指します。

市では、目標の実現のため、東日本大震災からの速やかで力強い復興を、総合的かつ計画的に推進する福島市復興計画を策定します。

Ⅲ 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。

市民を放射線被害から守ります。

また、基幹産業である農業、地域に育まれた商業、すぐれた技術を有する工業、豊かな自然、花見山や個性的な温泉を生かした観光など既存産業の復興と新たな挑戦により産業を振興します。

1 市民生活の安全と安心を確保します。

(1) 市内全域の放射性物質の無放射能化¹を目指します。

① 市が主体となって除染を進めます。また、市民との協働や幅広いボランティア等との連携により、市内全域で、速やかに計画的な除染を実施します。

② 除染活動により発生した除去土壌等²について、国が示す安全基準や仮置き方法に基づき一時保管するとともに、国に対しては、処分にあって、単に場所を移動するのではなく、無放射能化など、自ら適正処理するよう要請します。

(2) 正確な情報を提供します。

① 長期間の低線量被ばくに対する人体への影響に関し、専門家の意見を紹介し、「危険な無警戒」と「行き過ぎた不安」の解消に努めます。

② 国に対し、放射線に関する様々な分野の統一された基準の早期の設定を要請するとともに、その基準の考え方を市民に分かりやすく提示し、基準に対する理解を深めます。

③ 市で実施するモニタリング³の結果や国・県など関係機関から得られた情報を公表し、速やかな対応につなげます。

(3) 市民の心と体の健康を守ります。

① 県が行う健康管理調査などの事業と連携し、市民の健康を長期間にわたり調査し、指導します。

② 医療機関への放射線に係る診療科の設置を促進します。

¹ 【無放射能化】：事故により飛来した放射性物質をゼロにすることを指す。

² 【除去土壌等】：除染により発生する土砂など。

³ 【モニタリング】：放射線または放射能を測定監視すること。

- (4) 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。
 - ① 子どもの心と体をケアし、子どもを守ります。
 - ② 放射線に関する正しい知識を習得するための教育、困難を克服できる「生きる力⁴」を高めるための教育を実践します。
- (5) 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。
 - ① 妊婦が安心して出産できる環境を整備します。
 - ② 子どもが活動する場の安全性を確保します。
 - ③ 教育環境の安全性を確保します。
- (6) 放射性物質の影響の心配のない新たなまちづくりを推進します。
 - ① 市民が市内で安心して生活できる新たな市街地の整備や生活環境の整備を進めます。
- (7) 市外に避難した市民を支援します。
 - ① 市外に避難している市民に対し、避難先自治体と連携し、必要な行政サービスを提供します。
 - ② 避難した市民が戻りやすくなる環境を整備します。
- (8) 市民の損害賠償請求を支援します。
 - ① 原子力災害に伴う損害賠償請求を支援します。

2 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。

- (1) 放射性物質の無放射能化を目指し、市内産業を守ります。
 - ① 農地や産業関連施設の除染を推進します。
 - ② 除染活動により発生した除去土壌等について、国が示す安全基準や仮置き方法に基づき一時保管するとともに、国に対しては、処分にあって、単に場所を移動するのではなく、無放射能化など、自ら適正処理するよう要請します。
- (2) 市内の生産物の安全性をアピールします。
 - ① 農林水産物、工業製品等のモニタリング体制を強化し、除染やモニタリングの公開、世界に向けた市からのアピール等を行い、農林水産物、工業製品等の安全性を浸透させます。
 - ② 国に対し、放射線に関する様々な分野の統一された基準の早期の設定を要請するとともに、その基準の考え方を市民に分かりやすく提示し、基準に対する理解を深めます。

⁴ 【生きる力】: 平成14年度から実施されてきた学習指導要領の理念。知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)のバランスのとれた力のこと。

- ③ 市で実施するモニタリングの結果や国・県など関係機関から得られた情報を公表し速やかな対応につなげます。
 - (3) 産業の担い手の健康を管理します。
 - ① 農作業や土木作業等の屋外作業従事者の健康管理に向けた体制をつくります。
 - (4) 風評被害の防止・解消に努めます。
 - ① 福島市の素晴らしさと被災後の状況を積極的に公開するとともに、福島市の安全性に対する理解を得る活動を強力に推進し、風評を払拭します。
 - ② 市と市民・関係団体が一体となった「福島ブランド」向上運動を推進し、福島ブランドのイメージ回復・向上と観光をはじめ産業分野や文化交流などによる交流人口の拡大に努めます。
 - (5) 既存産業を支援します。
 - ① 既存事業者の事業継続、新分野への進出等を支援します。
 - ② 従業員の雇用継続、求職者の就労を支援します。
 - (6) 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。
 - ① 東日本大震災による市民の意識や価値観の変化に即応した新たな需要の喚起と、その需要に対応した新産業を誘致します。
 - ② 福島県立医科大学が立地する利点を活かし、連携により市民及び県民の高度医療体制を支える医療産業を誘致します。
 - ③ 除染による除去土壌等から放射性物質を除去し高度利用する技術、放射性物質を除去した土壌等を有効利用する技術などの開発を担う放射線に関連する研究機関や企業を誘致します。
 - (7) 事業者の損害賠償請求を支援します。
 - ① 原子力災害に伴う損害賠償請求を支援します。
- 3 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。
- (1) 省エネルギーを推進します。
 - ① 市民や事業者に対し、節電の意識啓発を図るなど、省エネルギーを推進します。
 - (2) 再生可能エネルギー⁵の導入を推進します。
 - ① 再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市民や事業者に対し導入を促進するシステムを構築します。

⁵ 【再生可能エネルギー】：太陽光、風力、バイオマスなど、絶えず補充される自然のプロセスに由来するエネルギー。

- (3) エネルギー関連産業の誘致と市内事業所の新規参入を支援します。
- ① 省エネルギー、再生可能エネルギーの開発・研究機関、関連企業の誘致と市内事業所の当該分野への進出を支援します。

4 福島市の復興を国内外に発信します。

福島第一原子力発電所の事故により、放射能・放射線への恐れとともに福島市は、国内外から注目されています。福島市が復興する意志と姿を示すことは、日本の復興と安全を世界にアピールすることであり、世界に対する私たちの責務です。

このため、復興への取り組みを、インターネットなどを通じて広く発信していきます。

IV 地震災害からの復興を強力に進めます。

東日本大震災を教訓に、さらに災害に強いまちをつくります。

1 市民生活を再建します。

- ① 住宅等が被災した市民に対し、安全で安心な生活を取り戻せるよう支援します。

2 既存事業者への支援と新たな産業の誘致により産業を復興します。

- ① 被災し、事業継続が困難となった事業者等に対し、市内で事業を継続できるよう支援します。
- ② 被災事業者を取り巻く製品の開発から製造・販売までのサプライチェーン⁶全体の直接、間接の影響を考慮し、包括的支援を行います。
- ③ 新たな産業の振興を図り、雇用の創出を促進します。

3 災害に強いまちづくりを推進します。

- ① 上下水道、道路、橋りょう、建物など公共施設の完全復旧と耐震化を推進します。
- ② 災害時の情報伝達手段の整備と地域防災力の向上を図るとともに、自助・共助・公助による防災体制を整備します。

⁶ 【サプライチェーン】：企業横断的に調達から生産・販売・物流の流れ、供給の連鎖。

- ③ 東日本大震災への対応を検証し、総合的に福島市地域防災計画を見直します。

V 市外からの広域避難者を支援します。

被災自治体を支援するとともに連携して、広域避難者を支援します。

- 1 市外からの広域避難者等を支援します。
 - ① 必要な行政サービスを提供します。
 - ② 周辺住民との良好な関係の構築と、コミュニティの形成を支援します。
 - ③ 安定した生活を確保できるよう、県や被災自治体と連携し、雇用対策を行います。
 - ④ 被災自治体の、事業継続が困難となった事業者等を受け入れます。
- 2 被災自治体を支援します。
 - ① 被災自治体と協定等を締結し、行政機能を補完し支援します。

VI 市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興を進めます。

- 1 市民との協働により復興を進めます。

原子力災害からの復興は、本来、国の責任において行われるべきものですが、復興を速やかかつ効果的に進めるため、市が先行して事業を実施します。

そのためには、統一的な行動指針と多くの人の協力が必要です。市と市民が一体となり、市民との協働によって全力で放射性物質から地域を守り、安心して暮らし続けることができる福島市の再生と復興を進めます。

2 連携により復興を進めます。

国および県は、緊急的な復興事業の実施や支援とともに、復興へ向けての計画を策定しています。これら国や県が実施する事業や支援との連携、計画との整合を図ることにより、速やかで効果的な復興を進めます。

また、これまで、国内外からさまざまな形での支援をいただき、復興が促進されました。引き続き、企業、NPO⁷、ボランティアなどとの連携により復興を進めます。また、自治体間の連携を強化し、地域全体での復興を進めます。

3 市の推進体制を整備します。

(1) 市の組織体制を整備します。

- ① 復興を速やかかつ強力に推進するため、横断的な組織を整備するなど市の組織体制を強化します。
- ② 国や県の情報を含め、災害に関する情報の一元的な管理を強化し、市民に分かりやすく情報を提供できる体制を整備します。
- ③ 災害に関する各種手続きや相談などを市民に分かりやすくスムーズに進めるため、ワンストップサービス⁸を充実します。

(2) 国に対し法整備と規制緩和を要請します。

- ① 国に対し、原子力災害で放射能の影響を受けた福島市を、災害救助法⁹に基づく災害地域に認定するなど、復興を速やかに進めるための法整備について要請します。
- ② 復興特区制度¹⁰等を活用し、規制緩和と財政支援が一体となった復興を進めます。

(3) 財源の確保に努めます。

- ① 国や県に対し、財政支援や税制度の優遇措置等を要請します。
- ② 東京電力に対し原子力災害に対する賠償を請求します。

⁷ 【NPO】：Non-Profit Organization の略。広く民間の非営利組織。

⁸ 【ワンストップサービス】：複数の部門に関連する手続きなどが一度に完結される役務の提供形態。

⁹ 【災害救助法】：災害直後の応急的な生活の救済などを定めた日本の法律。

(昭和22年10月18日 法律第118号)

¹⁰ 【復興特区制度】：地域主体の復興支援策として、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」において創設が明記された制度。被災地からの提案を基に、区域限定での規制、制度の特例や経済的支援などを一元的かつ迅速に実現させることを制度設計の柱とする。

VII 復興は、この基本方針に基づいて、5年を重点期間として進めます。

復興計画は、福島市総合計画基本構想で定めた将来都市像¹¹の実現に向け、福島市総合計画前期基本計画を補完する計画と位置づけ、5年を重点期間として、緊急性や重要性など優先度を勘案し、計画的に推進します。

また、本計画は、「基本方針」と「具体的取り組み」で構成し、国や県で策定する復興計画等との整合を図りながら、平成23年12月を目途に策定します。さらに、事業の年次計画を定めた実施計画を策定し、毎年見直しを行いながら、計画の進行を管理します。

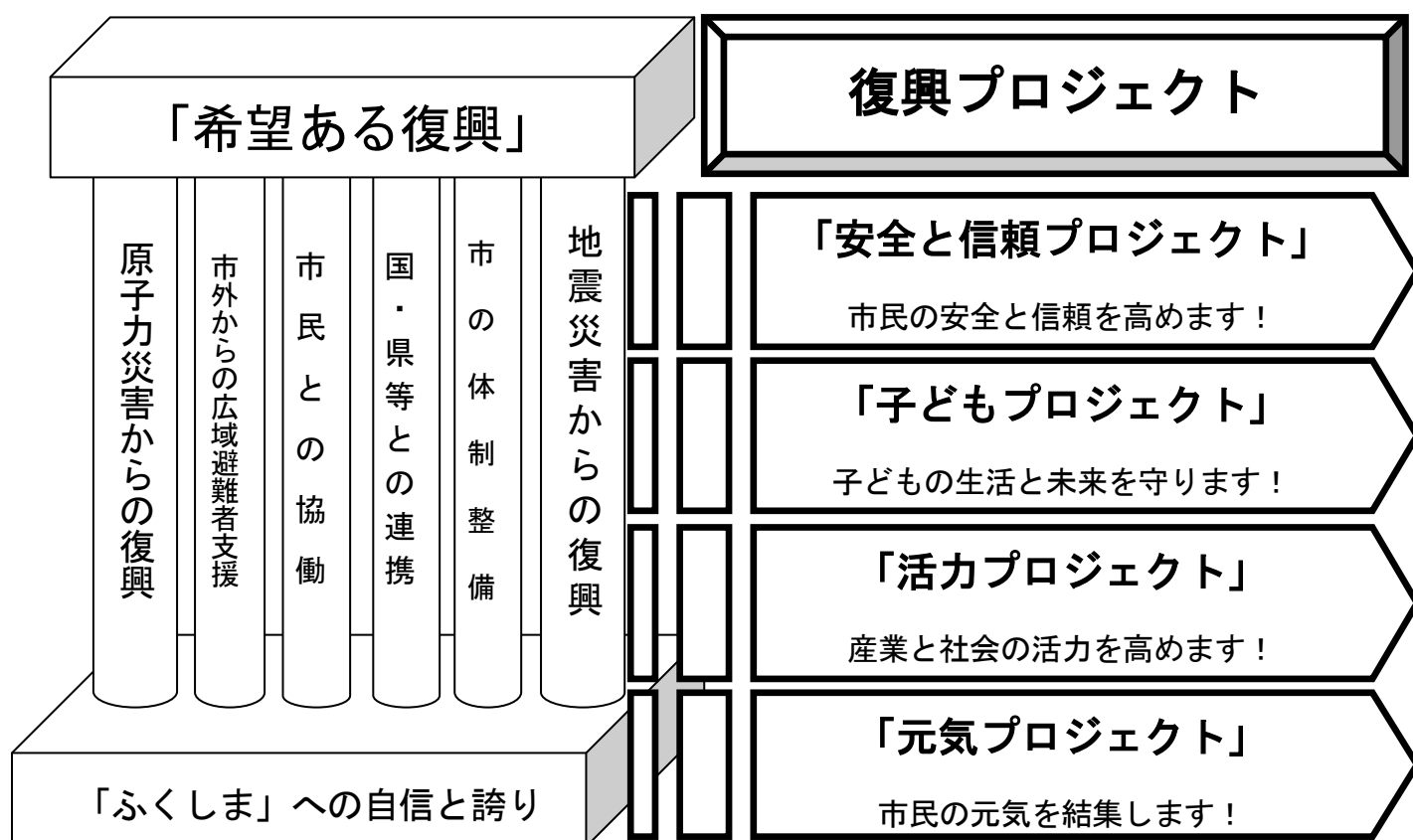
なお、本計画は、国や県の動向、災害の状況の変化などに対応し、柔軟な見直しを行うほか、市民の健康管理や、未来への発展につながる施策・事業は、長期的な視野で、継続的に取り組みます。

¹¹ 【将来都市像】：「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」

《具体的取り組み》

I 中心的事業を復興プロジェクトに位置づけ重点的に推進します。

「希望ある復興」を進めるため、基本方針に基づき事業を実施しますが、中でも、特に、中心的事業を担う事業を、4つの復興プロジェクト「安全と信頼プロジェクト」、「子どもプロジェクト」、「活カプロジェクト」、「元気プロジェクト」に位置づけ、重点事業として推進します。



1 安全と信頼プロジェクト

(1) 徹底的な除染を実施します。

福島市ふるさと除染計画に基づき、市内全域を除染します。

(2) 正確な情報をわかりやすく提供します。

地域の土壌や食品の放射線レベルなどについて正確な情報を提供し、市民と行政の信頼関係を構築します。

(3) 市民の健康を維持・増進させます。

放射線が、市民の健康に与える影響を長期間調査・管理し、また、定期健診やがん検診などの受診率の向上に努め、市民の健康の維持・増進を図ります。

(4) 高度医療機関の整備を支援するとともに、医療機関へのアクセスの高速化を図ります。

中心市街地への高度医療機関の整備を支援するとともに、市内の医療機関を結ぶ道路網を整備します。

【重点事業】

- 福島市ふるさと除染計画に基づく除染事業（14P A-1）
- 地域除染対策委員会設置事業（14P A-2）
- 放射線健康調査事業（15P C-1）
- 食品等放射線量測定事業（15P C-2）
- 先進医療体制の整備促進（15P C-3）
- 公営住宅等整備事業（17P F-1）
- 最先端医療研究機関・企業等の誘致（21P N-2）
- 県北都市計画道路松川北矢野目線整備促進（福島西道路南伸）

※ 事業名の後の（ ）書きは、Ⅱの体系ごとの【主な事業】で体系づけた位置を示します。

「14P A-1」は、14ページの【主な事業】のA-1を示します。

2 子どもプロジェクト

(1) 子どもの心と体を守ります。

子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。

また、安心して子育てができる環境を整備します。

(2) 「生きる力」を高め、地域を発展させる教育を実践します。

放射線を正しく理解する教育、困難を克服し、人々の幸福を追求する「生きる力」を高め、地域を発展させる教育を実践します。

【重点事業】

○学校給食用食材モニタリング事業（16P D-5、17P E-3）

○個人積算線量の測定（16P D-6、17P E-1）

○心のケア推進事業（16P D-1、17P E-2）

○学校における放射線教育推進事業（16P D-2）

3 活カプロジェクト

(1) 風評被害を払拭し、経済を活性化させます。

福島市の安全をアピールし、質の高い「福島ブランド」のイメージ回復と向上を図り、すべての市民の力を結集して市内経済を活性化させます。

(2) 地域循環型の経済を整備します。

地域の恵みや質の高いものづくり基盤をもとに、災害時においても、地域内で経済活動が継続されるよう地域循環型の経済を整備します。

(3) 東北と首都圏を結ぶ高速交通網を生かした研究機関、企業等の誘致と交流人口の拡大を促進します。

高速交通網の結節点である本市の優位性を生かし、研究機関や企業等を誘致するなど、

地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。ものづくり基盤企業との連携関係を構築して、地域全体として高付加価値製品の生産拠点を目指し、国内外と積極的に交流します。

(4) 高規格道路網の整備を促進し、交流基盤を整備します。

東北中央自動車道の整備を促進し、企業誘致や交流人口拡大の基盤を強化します。

【重点事業】

- 食品放射能測定事業（19P J-2）
- 震災復興情報発信事業（19P L-1、23P S-1）
- 復興イベント開催・支援事業（20P L-7、23P S-3、26P Y-3）
- 産学共同研究等支援事業（21P M-5、27P Z-4）
- 最先端医療研究機関・企業等の誘致（21P N-2）
- 東北中央自動車道（福島米沢間）整備促進
- 東北中央自動車道（相馬福島道路）整備促進

4 元気プロジェクト

(1) 復興のシンボルとなる事業を実施します。

復興のシンボル事業として、街なか広場にイベントやマルシェ（市場）のスペースを整備するなど、市民自らの取り組みを中心に元気を創出する復興を進めます。

(2) 地域コミュニティを再生し、発展させます。

地域に暮らす市民のコミュニティによる復興を基本として、自主避難している市民が戻りやすい環境を整備するためのコミュニティの再生、広域避難者が福島市内で安心して避難生活を送るためのコミュニティの形成を支援するなど、コミュニティの元気を創出します。

(3) 市民協働による復興を推進します。

市民の復興に向けた活動を支援するなど、市と市民が協働で元気ある復興を進めます。

【重点事業】

○復興イベント開催・支援事業（20P L-7、23P S-3、26P Y-3）

○広域避難者及び自主避難者等情報提供事業（17P G-1、25P W-1）

II 基本方針の施策体系に基づき、事業を実施し、「希望ある復興」を推進します。

基本方針に基づき、「希望ある復興」を実現するための施策体系と主な事業を示します。また、併せて事業化を検討する「事業化に向けて検討する事項」を示します。

1 除染を主体として原子力災害からの復興を強力に進めます。

(1) 市民生活の安全と安心を確保します。

① 市内全域の放射性物質の無放射能化を目指します。

- 地域ごとの面的な除染を、市が主体となって実施します。
- 広大な市域を一日も早く除染するため、市民やボランティアなどと協力し、除染を推進します。
- 全市を挙げて除染に取り組むため、市民や団体の除染活動を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(A-1)福島市ふるさと除染計画に基づく除染事業	市と市民やボランティアが協力し、市民が日常生活を過ごす空間を、重点的な対象として除染を実施する。	23～27 重点期間 23～24
(A-2)地域除染対策委員会設置事業	市と市民が協力し、除染等を進めるにあたって、支所等を単位として、地域除染対策委員会を設置し、地域除染計画を策定する。	23～24
(A-3)公共施設等除染事業	市民が利用する公共施設等の除染を実施する。 ・市が管理する道路、河川、市営住宅、公園、下水道施設、スポーツ・文化施設、駅前広場等の除染	23～
(A-4)除去土壌等仮置き場設置事業	除染により発生する除去土壌等を国が設置する中間貯蔵施設が設置されるまでの間、仮置きする場所を確保する。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 復興基金を創設、活用し、市民団体等が自主的に行う除染活動を支援する。

② 正確な情報を提供します。

- 放射線に係る正確な情報をわかりやすく市内外に発信し、市民の不安解消と信頼関係の構築に努めます。
- 土壌や食品などのモニタリング体制を強化し、その結果を公表します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(B-1)環境放射線量測定事業	市役所本庁、支所、出張所や幼稚園、学校等及び人が集まる場所の放射線量を測定し公表する。 市民の自主測定の結果が高い場合など申込を受け、再測定を実施し、その結果を知らせる。	23～
(B-2)放射線量マップ作成	市内一斉放射線量を測定し、測定高1mの測定値を示した空間放射線量マップを再作成する。	23～24
(B-3)放射能に関する相談会や説明会の開催	正確な情報を共有するため、放射能対策アドバイザーや研究機関と協力し、放射能や健康に関する相談会、説明会を開催する。	23～

③ 市民の心と体の健康を守ります。

- 市民の放射線の影響に関する健康管理を長期間継続して実施します。
- 定期検診やがん検診の受診率の更なる向上に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(C-1)放射線健康調査事業	希望する市民全員を対象に、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を継続的に実施するとともに、福島県の健康管理調査と連携し、長期間健康を管理する。	23～
(C-2)食品等放射線量測定事業	公共施設に食品放射能簡易測定システム（ベクレルモニター）を配置し、市民が持ち込む野菜などの食品や井戸水の放射能を測定する。	23～
(C-3)先進医療体制の整備促進	(財)大原総合病院新築移転事業等の支援により、市民の放射線治療を含めた先進の地域医療の提供を支援する。	24～

④ 未来を担う子どもたちを育成する環境を整備します。

- 子どもたちの心と体、そして未来を守ります。
- 科学的なデータに基づき放射線に対する正しい知識の普及と理解を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(D-1)心のケア推進事業（教育）	スクールカウンセラーを福島市教育実践センターに配置し、幼児児童生徒、保護者の心のケアに努める。 ・幼児児童生徒へのカウンセリング等 ・学校関係者や保護者に対する助言、援助 ・幼稚園、学校への巡回訪問	23～26
(D-2)リフレッシュ事業	学校生活や家庭生活におけるリフレッシュ事業を実施する。	23～
(D-3)芸術文化体験事業	生の舞台芸術を鑑賞するキッズシアター（演劇教室）などにより少年少女の情操教育の一助とする。	24～
(D-4)学校における放射線教育推進事業	子どもたちに放射線に関する正しい知識と対応についての理解を図る。 ・指導資料の作成、指導者講習会の開催 ・学校における放射線に関する授業の推進	23～26
(D-5)学校給食用食材モニタリング事業	学校給食で実際に使用する食材の放射能測定を実施する。	23～
(D-6)個人積算線量の測定	市内の幼稚園・小・中学校の幼児児童生徒に積算線量計を配布し、測定分析することにより一層の安全安心と健康を確保するとともに市民の不安解消を図る。	23

【事業化に向けて検討する事項】

- 市内の小・中・高校生に、未来の福島市を考え、ビジョンや計画を出してもらおう場を提供する。
- 子ども国際サミット（仮称）を実施し、海外との交流の機会を増やし、いろいろな問題について討議する場を提供する。
- 大学等と連携し、教師の教師力を高め、子どもたちの育成に寄与する。
- 市民団体等が実施する芸術文化事業を支援する。

⑤ 安心して子どもを産み、育てられる環境を整備します。

- 母子の放射線に関する健康管理を実施します。
- 母親の心をケアします。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(E-1)個人積算線量の測定 (再掲)	中学校以下の子どもと妊婦に積算線量計を配布し、測定分析することにより一層の安全安心と健康を確保するとともに市民の不安解消を図る。	23
(E-2)心のケア推進事業(母子)	乳幼児健診や家庭訪問、身近な地域で開催の育児相談会で心のケア・相談を実施する。 乳幼児健診や育児相談会等から、心の悩みの強い母親を対象として臨床心理士等による相談会を実施する。	23～
(E-3)学校給食用食材モニタリング事業(再掲)	学校給食で実際に使用する食材の放射能測定を実施する。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 幼稚園児から中学生の保護者の心のケアを行う。

⑥ 放射性物質の影響の心配のない新たなまちづくりを推進します。

- 放射線量が比較的低い地域に居住環境を整備します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(F-1)公営住宅等整備事業	市内でより放射線量の低い地域への避難を検討している市民のために公営住宅を整備する。	24～

【事業化に向けて検討する事項】

- 居住環境の整備にあわせ商業施設の整備や企業の立地を促進する。
- 放射線量の低い地域において、市内自主避難者に空き家を利用した住宅を提供する。

⑦ 市外に避難した市民を支援します。

- 市外に自主避難した市民が戻りやすくなる環境を整備します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(G-1)広域避難者及び自主避難者等情報提供事業	自主避難者へ除染や市政情報等を、市政だより等を通して提供する。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 避難している市民が戻りやすいコミュニティの再形成を支援する。

⑧ 市民の損害賠償請求を支援します。

- 市民の原子力災害に伴う損害賠償請求を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(H-1)市民損害賠償請求支援事業	市民の損害賠償請求に関して、東電の補償相談室や県弁護士会への相談窓口への適切なつなぎ、又、住民の相談及び申請の手続き（書き方）、提出書類などをアドバイスし、支援する。	23～25

(2) 既存産業を復興し、新たな産業を誘致・振興します。

① 放射性物質の無放射能化を目指し、市内産業を守ります。

- 農地等や商工業、観光施設の除染を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(I-1)農地等除染事業	効果的かつ迅速な農地等の除染方法を検討し、実施する。また、果樹園の樹体の除染を進める。 市有林、市管理の農道・水路・ため池等を除染・処理する。(国の指針が示された後、順次実施)	23～
(I-2)商工業、観光施設除染事業	福島ふるさと除染計画に基づき除染を実施し、安全で安心な産業振興を図る。 特に、花見山などの観光施設の除染を実施し、風評被害を受けないまちづくりを進める。	23～

② 市内の生産物の安全性をアピールします。

- 徹底したモニタリングを実施するとともに、正確な情報を発信し、農産物、工業製品等の安全性と質の高さをアピールします。
- 食品等から基準値を超える放射能が検出された場合は、国や県と連携し適切な対応を行い、福島市製品の安全と信頼を確保します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(J-1)農産物・農地土壌の放射性物質調査事業	市内全域を均等にサンプリングし、米や季節の代表的な野菜・くだもの等と農地土壌を調査する。	23～
(J-2)食品放射能測定事業	家庭で栽培した農産物等の放射能測定を実施し、市民の食生活の安全と安心を確保するとともに測定結果を公表し、市内の安全な農作物をアピールする。	23～
(J-3)工業製品・加工食品放射線検査体制の強化	工業製品及び加工食品の放射線量を測定する。また測定器を貸し出す。	23～

③ 産業の担い手の健康を管理します。

- 農業、商工業、観光業などの屋外作業従事者の健康を管理します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(K-1)農業等産業屋外作業従事者健康管理事業	農業等産業の屋外作業従事者の健康に関する情報提供、啓発を行う。	23～

④ 風評被害の防止・解消に努めます。

- 福島市の安全と安心、「元気な姿」をアピールし、風評被害を払拭します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(L-1)震災復興情報発信事業	震災からの復興に力強く取り組む福島市の姿を、福島ファンづくり事業のふくしま夢通信、インターネットのユーチューブ、ツイッター等を利用して国内及び世界へ向け発信する。	23～
(L-2)農産物風評被害対策事業	トップセールス、ラッピングバス事業、パッケージツアー、農産物・工業製品・観光に関する一体型の広域展示会や商談会などを実施し、元気な福島市の魅力を県外にアピールし、消費拡大と福島ブランドの回復を図る。	23～
(L-3)広域観光連携事業	県内の市町村が連携して実施する観光プロモーション事業「福島県観光復興キャンペーン」、仙台市・山形市と連携する「南東北観光連携事業」をはじめ、訪日外国人旅行者を含めた来訪者ニーズを満足させるための広域的な観光連携事業を展開する。	23～

(L-4)観光圏整備事業	福島市・相馬市・二本松市・伊達市の四市が連携して実施する、「やさしさと自然の温もりふくしま観光圏」で、訪日外国人旅行者を含めた来訪者ニーズを満足させるための広域的な観光連携事業を展開する。	23～
(L-5)こだわりの逸品開発・販売促進事業	本市が持つ資源を有効に活用するとともに、製品の付加価値を高めるため、製品のブランド化を進める。また、物産展を通じて販売・PRを展開していく	24～
(L-6)花見山周辺施設整備事業	花見山周辺地域観光振興計画に基づき花の里ふれあい広場を中心とした周辺施設を整備する。	24～
(L-7)復興イベント開催・支援事業	本市の復興を市内外に発信するため、街なか広場の利活用を推進するとともに、風評被害等により落ち込んだ地域経済を立て直し力強く前進するため、イベントを通じ、本市の復興と安全、「元気な姿」を国内外に発信する。 また、復興イベント等を実施する商店街等への支援を拡大する。 ・「餃子万博 in ふくしま」「福島わらじまつり」「ふくしま花火大会」「福島秋祭り連山車」などの開催支援。	23～25
(L-8)プロジェクト FUKUSHIMA! 開催支援	音楽、美術、詩、演劇等多様な表現を通じて、いまの福島、これからの福島の姿を全世界に発信する。	23～27

【事業化に向けて検討する事項】

- 市の親善大使を創設してPRに役立てる。

⑤ 既存産業を支援します。

- 地域の持続的な発展を目指す地元企業の技術開発や人材育成を支援し、経営基盤を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(M-1)震災関連温泉地緊急支援事業	温泉地振興の推進母体である各観光協会等の基盤強化や被災者受入れに対する支援事業等、緊急的に必要とする経費に対し補助する。	23～25
(M-2)中小企業振興助成事業	福島市中小企業振興条例に基づき中小企業への助成を推進しその育成と振興を図る。	23～
(M-3)中小企業災害対策資金融資	一般・小口融資制度に震災特別枠を創設し、震災等により影響を受けた中小企業の資金調達を支援する。	23～24
(M-4)産学官連携推進事業	産学連携セミナーや産学連携コーディネーターによるマッチングにより、中小企業と大学の連携を強化する。	24～

(M-5)産学共同研究等支援事業	中小企業と大学や公設研究機関との共同研究や、今後成長が期待される分野（再生可能エネルギー、医療福祉分野等）への進出を支援し、付加価値の高い新技術や新製品の開発を促進する。	24～
(M-6)農業生産等復興支援事業	果樹に関する生産基盤等の復興を支援する。 放射能に影響されない園芸施設・新生産体系の確立を支援する。	24～
(M-7)地域産業6次化推進事業	農業者による生産・加工・販売の一体化を推進するための製品開発等を支援する。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 廃業旅館やその従業員用住宅の利活用を促進する。
- 地域循環型経済システムを整備する。

⑥ 新たな産業等を誘致し市内経済活動の振興や雇用の場を創出します。

- 最先端医療研究機関や企業などの誘致を推進するとともに、雇用の場を創出します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(N-1)企業立地促進事業	企業訪問やトップセールス等積極的な誘致活動を進め、工業団地への企業立地と雇用の確保を図る。	23～
(N-2)最先端医療研究機関・企業等の誘致	福島県など関係機関と連携し、ふくしま医療福祉機器産業推進機構、データ管理センターなどの最先端の医療関連の研究機関や企業等を誘致する。 また、国際的な機関の誘致を図る。	23～
(N-3)地域産業6次化推進事業 (再掲)	農業者による生産・加工・販売の一体化を推進するための製品開発等を支援する。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 福島県立医科大学の放射線医療の拠点化と連携した事業を展開する。
- 国際原子力総合研究センターを誘致する。

⑦ 事業者の損害賠償請求を支援します。

- 農業、商工業、観光業の原子力損害賠償請求を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(O-1)農業被害・損害賠償請求支援事業	農業者の損害賠償請求を支援するため、情報・相談窓口を設置する。	23～
(O-2)商工業・観光業原子力損害賠償請求支援事業	商工業、観光業等の事業者の損害賠償請求を支援するため情報窓口を設置する。	23～

(3) 原子力に依存しない社会づくりに貢献します。

① 省エネルギーを推進します。

- 省エネルギーを基本に据え、実践する環境を整備します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(P-1)福島市環境基本計画見直し事業	福島市環境基本計画を見直し、省エネルギーをさらに推進する。	24～
(P-2)エコシティづくり推進事業	(仮称)環境基本計画等推進協議会を設立し、温室効果ガス削減対策を市民協働で実現するための啓発と検証を行う。	24～

② 再生可能エネルギーの導入を推進します。

- 太陽光発電の普及に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入を調査、検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(Q-1)福島市環境基本計画見直し事業（再掲）	福島市環境基本計画を見直し、再生可能エネルギーの導入をさらに推進する。	24～
(Q-2)太陽光発電システム助成事業	住宅用太陽光発電システム設置費助成制度を活用し、太陽光発電の普及啓発を図る。	23～
(Q-3)再生可能エネルギー導入調査事業	小水力発電、地熱発電の導入を調査、検討する。	24～

【事業化に向けて検討する事項】

- 小・中学校に太陽光パネルを設置する。
- 太陽光ソーラー蓄電を使用する電気自動車の充電スタンドを、公共施設等に設置する。
- 遊休農地を利用したバイオ燃料事業とそれを利用する環境に配慮した地域循環型農業のモデル特区を設ける。

③ エネルギー関連産業の誘致と市内事業所の新規参入を支援します。

- 再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(R-1)再生可能エネルギー産業創出支援事業	太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保を図る。	24～

(4) 福島復興を国内外に発信します。

- インターネット等を利用し、情報を積極的に、多言語に対応して発信します。
- 復興イベントの開催を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(S-1)震災復興情報発信事業(再掲)	震災からの復興に力強く取り組む福島市の姿を、福島ファンづくり事業のふくしま夢通信、インターネットのユーチューブ、ツイッター等を利用して国内及び世界へ向け発信する。	23～
(S-2)福島市ホームページの多言語化	震災からの復興に力強く取り組む福島市の姿を、市ホームページを利用して世界へ向け外国語で発信する。	23～
(S-3)復興イベント開催・支援事業(再掲)	本市の復興を国内外に発信するため、街なか広場の利活用を推進するとともに、風評被害等により落ち込んだ地域経済を立て直し力強く前進するため、イベントを通じ、本市の復興と安全、「元気な姿」を国内外に発信する。 また、復興イベント等を実施する商店街等への支援を拡大する。 ・「餃子万博 in ふくしま」「福島わらじまつり」「ふくしま花火大会」「福島秋祭り連山車」などの開催支援。	23～25
(S-4)プロジェクト FUKUSHIMA! 開催支援(再掲)	音楽、美術、詩、演劇等多様な表現を通じて、いまの福島、これからの福島の姿を全世界に発信する。	23～27

【事業化に向けて検討する事項】

- 福島市復興シンポジウム等を定期的で開催する。

2 地震災害からの復興を強力に進めます。

(1) 市民生活を再建します。

- 被災した市民の生活再建を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(T-1)二重債務相談支援事業	国で策定した「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理が的確かつ円滑に実施されるよう、消費者相談窓口において、住宅ローン等の相談窓口「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」の紹介及び取次ぎを行う。	23～
(T-2)災害援護資金貸付事業	震災により被害を受けた世帯に、生活の再建に必要な資金の貸付を行う。	23～30
(T-3)損壊家屋解体処理事業	震災により損壊した家屋、事務所等の解体処理を行う。	23～25
(T-4)指定文化財復旧事業	写真美術館など被災した県及び市指定の文化財を修復する。	23～
(T-5)住宅応急修理	居住の住家に半壊以上の被害があった場合、52万円を限度額として、市が業者に修理依頼を行なう。	23

(2) 既存事業者への支援と新たな産業の誘致により産業を復興します。

- 被災事業者の事業継続を支援するとともに企業を誘致し、雇用を確保します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(U-1)震災関連温泉地緊急支援事業（再掲）	温泉地振興の推進母体である各観光協会等の基盤強化や被災者受入れに対する支援事業等、緊急的に必要とする経費に対し補助する。	23～25
(U-2)中小企業振興助成事業（再掲）	福島市中小企業振興条例に基づき中小企業への助成を推進し、その育成と振興を図る。	23～
(U-3)企業立地促進事業（再掲）	企業訪問やトップセールス等積極的な誘致活動を進め、工業団地への企業立地と雇用の確保を図る。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 地域循環型経済システムを整備する。（再掲）

(3) 災害に強いまちづくりを推進します。

- ライフラインの耐震性の向上と多重の防災体制の整備を図ります。
- 災害に強い道路など社会基盤を整備します。
- 東日本大震災を教訓に、地域防災計画を見直します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(V-1)市道橋の長寿命化修繕事業	橋りょうを5年に1回定期点検し、点検データを基に橋りょうの将来劣化を予測し、予防保全型管理を行う。計画に基づき耐震補強、延命化を促進し、併せて定期点検を続けて橋りょうの劣化データを収集し、劣化予測の精度向上を図る。	24～33
(V-2)学校施設等復旧事業 学校施設等耐震化事業	震災により被害を受けた学校施設の速やかな復旧を図る。(野田小学校北校舎改築、蓬萊中学校南側法面復旧など)また、学校施設の耐震化を推進するため校舎の耐震診断を25年度までに実施するとともに、診断結果に基づいて計画的に耐震化工事を進める。	23～32
(V-3)緊急時給水拠点確保等事業(重要給水施設配水管)	福島市地域防災計画等に基づき、災害時に重要な医療救護活動の拠点となる市内中心部の病院、貯水槽など、給水優先度が特に高い施設への安定供給を図るため、耐震機能を有する配水管を整備する。	23～29
(V-4)福島市地域防災計画見直し事業	災害時要援護者への対応としての福祉避難所の整備や、災害時要援護者避難支援体制づくりの推進各地域などでの避難支援個別プランの作成など福島市地域防災計画を見直す。 自主防災組織の組織率の向上と強化を図る。	23～25
(V-5)幹線道路網の整備	避難路、救援路、緊急輸送路、災害遮断、代替の多重性に寄与する幹線道路網を整備する。	23～

3 市外からの広域避難者を支援します。

(1) 市外からの広域避難者等を支援します。

- 広域避難者の就労等を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(W-1)広域避難者及び自主避難者等情報提供事業(再掲)	広域避難者へ除染や市政情報等を、市政だより等を通して提供する。	23～

(W-2)広域避難者就労支援事業	就職支援相談窓口、合同企業説明会、高校生就職塾の対象者を広域避難者へ拡大し、就労を支援する。	23～25
(W-3)路線バス高齢者利用促進事業	75歳以上の高齢者に交付している路線バス無料乗車証を75歳以上の広域避難者にも交付する。	24～25

【事業化に向けて検討する事項】

- 広域避難者と市民が交流する場を設ける。

(2) 被災自治体を支援します。

- 被災者に行う行政サービスを支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(X-1)被災自治体支援事業	協定等に基づき、被災自治体が避難者に行う行政サービスを支援する。	23～

4 市の体制を整備し、市民との協働と国・県等との連携により復興を進めます。

(1) 市民との協働により復興を進めます。

- 市民との協働により、効果的な復興事業を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(Y-1)福島市ふるさと除染計画に基づく除染事業（再掲）	市と市民やボランティアが協力し、市民が日常生活を過ごす空間を、重点的な対象として除染を実施する。	23～27 重点期間 23～24
(Y-2)地域除染対策委員会設置事業（再掲）	市と市民が協力し、除染等を進めるにあたって、支所等を単位として、地域除染対策委員会を設置し、地域除染計画を策定する。	23～24
(Y-3)復興イベント開催・支援事業（再掲）	本市の復興を市内外に発信するため、街なか広場の利活用を推進するとともに、風評被害等により落ち込んだ地域経済を立て直し力強く前進するため、イベントを通じ、本市の復興と安全、「元気な姿」を国内外に発信する。 また、復興イベント等を実施する商店街等への支援を拡大する。 ・「餃子万博 in ふくしま」「福島わらじまつり」「ふくしま花火大会」「福島秋祭り連山車」などの開催支援。	23～25

【事業化に向けて検討する事項】

- 市民や団体等が自主的に行う復興活動等に対し支援する基金を創設する。

(2) 連携により復興を進めます。

- 広域的連携により観光事業等を展開します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(Z-1)広域観光連携事業（再掲）	県内の市町村が連携して実施する観光プロモーション事業「福島県観光復興キャンペーン」、仙台市・山形市と連携する「南東北観光連携事業」をはじめ、訪日外国人旅行者を含めた来訪者ニーズを満足させるための広域的な観光連携事業を展開する。	23～
(Z-2)観光圏整備事業（再掲）	福島市・相馬市・二本松市・伊達市の四市が連携して実施する、「やさしさと自然の温もりふくしま観光圏」で、訪日外国人旅行者を含めた来訪者ニーズを満足させるための広域的な観光連携事業を展開する。	23～
(Z-3)産学官連携推進事業（再掲）	産学連携セミナーや産学連携コーディネーターによるマッチングにより、中小企業と大学の連携を強化する。	24～
(Z-4)産学共同研究等支援事業（再掲）	中小企業と大学や公設研究機関との共同研究や、今後成長が期待される分野（再生可能エネルギー、医療福祉分野等）への進出を支援し、付加価値の高い新技術や新製品の開発を促進する。	24～

(3) 市の推進体制を整備します。

① 市の組織体制を整備します。

- 原子力災害に対応した組織の見直しを行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(AA-1)原子力災害に対応した組織の見直し	原子力災害に対応した組織の見直しを行う。	23～

【事業化に向けて検討する事項】

- 行政手続きを簡略化する仕組みをつくる。
- 災害対応や情報発信のワンストップ化に努める。
- 国際会議の誘致をコーディネートする部署を明確する。

② 国に対し法整備と規制緩和を要請します。

【事業化に向けて検討する事項】

- 公営住宅整備事業、企業誘致等について復興特区制度や特別法等を最大限活用する。

③ 財源の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業期間
(AB-1)原子力災害対応に要した経費の賠償請求	除染をはじめ、原子力災害に要した経費を賠償請求し、市財政の健全性を確保する。	23～